

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表3号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成27年7月8日

大磯町監査委員	高野澤 均
同	竹内 恵美子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 27 年 6 月 12 日（金）

3. 監査対象の課等

大磯中学校

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 26 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

生徒への中等普通教育の実施、学校運営に係る必要な消耗品の購入及び役務の実施、学校施設・設備の維持管理、教育活動に必要な教材等消耗品の購入、学校図書館整備等を実施している。

6. 監査結果概要

平成 26 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね良好であった。なお、改善・検討を要する事項、要望事項は次のとおりである。

(改善・検討を要する事項)

①薬品の管理について

文部科学省では中学校学習指導要領解説において、薬品などの管理は、地震や火災、盗難などに備えて、また法令に従い、厳正になされるべきであり、かつ、薬品在庫簿を備え、時期を決めて定期的に在庫量を調べる必要があるとしている。当該学習指導要領を確認され、適正な薬品管理に改善されたい。

(要望事項)

①学校教育課との連携について

今後も町立学校における事務運営が円滑に行われるよう、連携を図られたい。

②「いのち」の大切さを伝える学校教育の推進について

これまでも、学校教育において重要事項とし、今後も重点事項としている「いのち」を大切にする心の育成を進められたい。